

河南町いちじく被害防止事業補助金交付要綱

(主旨)

第1条 この要綱は、町内の農地について有害鳥獣からいちじくの被害を防止する目的で行う事業（以下「事業」）に対して経費の一部を補助することにより、農業経営の安定を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱により、補助金の交付を受けることができる者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町内のいちじくを栽培する農地について、所有権を有する者
- (2) 町内のいちじくを栽培する農地について、所有権以外の適法に設定された権利により、現にいちじくを栽培している者

(補助金の対象及び補助率等)

第3条 補助金は予算の範囲内で交付するものとし、対象となる経費及び補助率は別表で定めるとおりとする。

(補助金交付申請手続き)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

(補助金交付の決定)

第5条 町長は、前条の申請内容を審査し、補助金交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 前条の規定により補助金交付の決定をうけた申請者は、補助金交付請求書（様式第3号）を町長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第7条 町長は、次の各号の一に該当する場合は、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 補助金を目的外に使用したとき
- (3) その他、町長が必要と認めたとき

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成13年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月14日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	仕様	補助率	備考
防鳥ネット設置 に要するネット 購入経費	防雀網 1000デニール 網目 30mm	1/2以内	申請日前5年において補助金の 交付を受けた箇所は交付の 対象としない。

※補助金に1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。